

商物分離直接流通成果重視事業（新規）

1. 趣 旨

- (1) 本年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」や食料・農業・農村政策推進本部で決定された「21世紀新農政の推進について」においては、流通経費の低減等により食料供給コストの全体的な縮減を図ることが課題として掲げられており、消費者利益の増進や生産者所得の向上を図るため、流通コストを削減することが求められている。
- (2) このような中、生鮮流通の中核をなす卸売市場については、平成16年6月の卸売市場法の改正において、流通の効率化を図る観点から、インターネット等を活用した電子商取引を行う場合について、物品を市場に搬入して取引しなければならない商物一致規制を緩和したところであり、当該措置が有効に活用されることによって、流通コストの相当の削減が期待されることである。
- (3) しかしながら、卸売市場の取引は、せり・入札、相対（定価売りなど）といった多様な取引形態が存在し、これら取引形態に対応するための技術的課題や電子商取引を導入するに当たっての多数の市場関係者における合意形成、加えて、取引の公平性を担保するために開設者の関与が可能となるシステムであること等克服すべき多くの課題があり、電子商取引の実用化・本格的導入に至っていない状況にある。
- (4) このため、電子商取引の導入とそれによる生産者から小売業者等へのダイレクト物流（商物分離直接流通）の仕組みをモデル事業によって開発し、取引業務や市場内の仕分・搬送業務等に係る経費削減効果を実証することにより、電子商取引の導入を促進し、卸売市場流通のコスト削減を図る。

2. 事業内容

- (1) 検討委員会の開催
電子商取引の導入に当たっての課題の整理、モデル地区の選定、事業の評価・分析を行うとともにモデル事業の成果を普及・啓発する。
- (2) モデル事業の実施
卸売市場におけるせり・入札、相対取引などの多様な取引形態に対応した電子商取引システムを開発し、電子商取引結果に基づく出荷者から小売業者等へのダイレクト物流を実現することによって、取引業務や市場内の物流コストの縮減等が可能となる物流システムを実証・構築する。

3. 平成18年度概算決定額 145,000(0)千円

4. 事業実施主体 民間団体

5. 補助率 定額

6. 事業実施期間 平成18年度～平成20年度

〔担当課：総合食料局流通課〕